

28

日生鈴蘭台ニュータウン第7地区

協定区域	北区星和台1丁目、2丁目の各一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 1987年5月20日
	面 積	117,637.96 m ²		更新 1997年5月20日 (有効期間を延長) 更新 2007年5月20日 (有効期間を延長) 更新 2017年5月20日 (有効期間を延長)
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	1987年5月20日～2027年5月19日(40年)

協定内容の概要

- (1) 建築物の敷地の地盤面の標高は、当該敷地の造成工事竣工時における現況地盤面の高さを変更してはならない。ただし、建築物の基礎工事のための整地、植栽等の必要最小限度の盛土、運営委員会の許可を受けたものなどの変更は、これを認める。
- (2) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。ただし、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第135条の22の規定に該当するものは、この限りでない。
- (3) 建築物は、1区画1戸建（構造上1棟1戸であることをいい、建築物の外部に別入口を設け常にそれぞれ別個に出入りすることのできる建築物は、2戸とみなす。）とし、個人専用住宅とする。ただし、次に掲げる事項に該当するときは、この限りでない。
- ア 2区画以上の区画を一つの区画として建築するとき。
- イ 別表に掲げるもので、運営委員会の許可を得て建築するとき。
- ウ 生計を一つにするか、又はこれに準ずる生活のために附属建物（離れ家等のもの）を別棟として建築するとき。
- (4) 営業用看板等は、運営委員会の許可なくして掲げてはならない。
- (5) 1区画（第3号ただし書アの規定に該当するときを含む。）の宅地は、分割できないものとする。
- (6) 建築物の階数は、2以下（地階を除く。）とする。
- (7) 第2種住居専用地域について、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は10分の5を限度とし、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は10分の10を限度とする。
- (8) 第2種住居専用地域においても、建築物の高さの限度、建築物の各部分の高さの規定、日影による建築物の高さの制限及び高度地区内の高さの制限については、第1種住居専用地域（容積率10分の10）の基準を適用する。

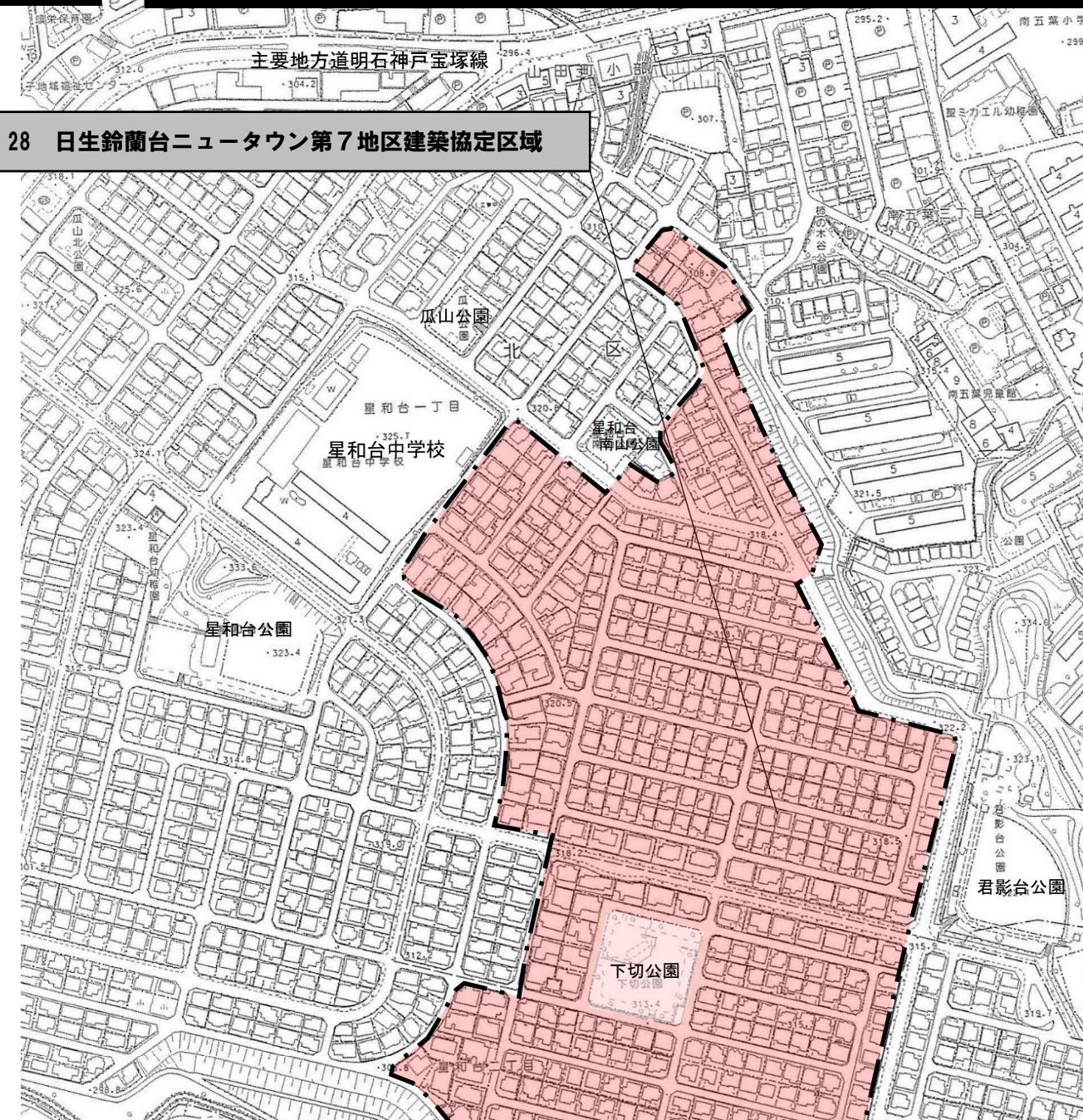
※この地区は隣接地・除外地はありません。

運営委員会連絡先	委員長
----------	-----

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせて下さい。

28

日生鈴蘭台ニュータウン第7地区



位置図



別 表

		用 途 の 種 别
①	事 務 所 兼 用	居住の用に供する面積が延べ 1/2 以上のもの (汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車、その他これらに類する自動車で建設大臣の指定するもののための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く)
②	店 舗 兼 用	居住の用に供する面積が延べ 1/2 以上で、かつ日用品の販売を主たる目的とするもの
③	理 髪 店 兼 用 美 容 院	居住の用に供する面積が延べ 1/2 以上のもの
④	郵 便 局	延べ面積が 500 m ² 以内のもの
⑤	地方公共団体支庁・支所 老人福祉センター 児童厚生施設 精神薄弱児通園施設 その他これらに類する施設	延べ面積が 600 m ² 以内のもの
⑥	・日本電信電話㈱が公衆電気通信の用に共する施設 ・電気事業法第 2 条第 5 項に規定する電気事業の用に共する施設 ・ガス事業法第 2 条第 5 項に規定する事業の用に共する施設	建設大臣が指定するもの
⑦	診 療 所	

(ただし、①～③についてはこの表に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が 50 m²を超えるものを除く)